

風営適正化法説明会報告

- 日時：2016年6月12日(日)16時～16時45分
- 場所：京都ホテルオークラ 暁雲の間
- 講師：警察庁生活安全局保安課

料亭が風営適正化法(風営法)の規制の対象とされていることにより、性風俗業と混同される傾向があります。元来の「風俗」の意味は、ある時代や社会、地域や階層に特徴的にみられる、日常生活の特色や世相などを表すしきたりや風習のことですが、性的サービスを提供する性産業を「性風俗」や「風俗」と称し、マスコミ等によりその意味で用いられ、社会的にも広く認知されています。

そのようなことから、「風営法」という言葉について良くないイメージがもたれ、実際に大学に求人を出そうとしても「風俗営業の店には紹介できない」と門前払いされてしまい、有能な人材確保ができない等のさまざまなことの妨げとなっています。

風俗＝性産業と認識されている状況で、料亭が風営法において規制されていることは、望ましいことではないため、風営法の適用を除外してほしいとの働きかけをしたところから、警察庁からの説明会を開くきっかけとなりました。

今回の説明会ではまず風営適正化法の概要について、ご説明いただきました。

1. 主な規制対象

- ①風俗営業……………娯楽を提供する営業 [健全化措置 + 取締り]
- ②性風俗関連特殊営業……性を売り物とする営業 [取締りのみ]

2. 料理店営業(2号営業)の概要

設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業のこと。

(料亭は風営法の2号営業の規制を受けています)

この接待とは……

「歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」

例えば「特定少数の客の近くにはべり、談笑の相手になったり、酒等の飲食物を提供をしたり、一緒にカラオケを歌ったり、遊戯を行う行為」等が接待に該当します。

但し、お酌をしたり、お酒を作ったりしても直ちにその場を立ち去る場合、社交儀礼上の挨拶をかわす程度の行為等は接待には該当しません。

また、風俗営業の規制内容についてもご説明いただきました。

風俗営業は、客に娯楽を与えるものであるが、営まれ方によっては、売春、賭博等の違法行為や少年の健全育成への障害を引き起こす恐れがあることから、営業地域・時間の制限、照度の規制、年少者の保護などの規制が設けられています。

この「年少者の保護」について、「18歳未満のものを営業所に客として立ち入らせることの禁止」とされており、「18歳未満は料亭に入れないのか」との質問をいただくことがあります。これについては、時間と空間を分ければ問題ありません。

接待をやる場合は別の部屋で行ってください。

◆質疑応答の内容は下記のとおり。(⇒は警察庁保安課からの回答)

1. 食文化を提供しているのになぜ風俗営業に入っているのか。
⇒風営適正化法の趣旨をご理解いただき、周知に努めていきたい。
2. 大手銀行の融資が制約される。
⇒警察庁の範囲外になるが、別途相談させていただく。
3. 増改築の際、公聴会の開催や公安委員会の承認が必要
⇒個別に各都道府県にご相談願いたい。
※優良な営業者への特例措置を設けており、営業所の構造及び設備の変更に
ついては、都道府県公安委員会の事前承認に代えて、事後の届出で可
4. 4号営業である「ダンスホール等」が規制から除外された例がある。
⇒料亭は2号営業の**接待**と捉えて風営法の枠組に入っているので外すのが難しい。
5. ユネスコ無形文化遺産に「和食；日本人の伝統的な食文化」として登録され、さらなる地位向上を目指しているところで、風営法に阻まれ、就職先としてどうかと懸念されるのは望ましいことではなく、「和食」を世界に発信し、邁進していくためにも、料亭が風営法の規制対象から除外されるよう、警察庁に後押しをお願いしたい。
⇒大学関係に風営法の説明、周知をしていきたい。各料理団体と一緒にできることがあれば協力していきたい。
6. 警察庁においては、風営法が今の料亭と合っていないことは理解していただいていると思うので、行政府として立法府に対しての働きかけに協力していただきたい。
⇒俄かに改正することは難しいが、就職や融資の問題は相談しながら対応させていただく。

警察庁としては、風営法についての誤解を解き、趣旨について周知していくことを、まず取り組んでいきたいとの見解です。

何かありましたら、各都道府県警察に個別にご相談いただくか、今回の件で警察庁とご縁ができましたので、警察庁にご相談くださいとのことです。

以 上